

NPO 法人川西スポーツクラブ内規約

第1章 総 則

(名称及び位置)

第1条 本クラブは、NPO 法人川西スポーツクラブ（略称：カワスポ(KAWA-SPO) 以下「本クラブ」という）と称し、主たる事務局は奈良県磯城郡川西町大字結崎 1287-1 に置く。

(目 的)

第2条 本クラブは、スポーツを通して体力・技能の向上を目指す者、健康の増進を希望する者に対して、各種スポーツの指導、スポーツを行う環境の提供及び施設の管理に関する事業を行い、スポーツ振興と、地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本クラブは、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 多世代を対象とした多種目のスポーツや健康づくり教室の開催
- (2) スポーツサークル・競技クラブ等の育成や支援
- (3) 各種イベントや研修会の開催
- (4) スポーツ・文化活動及びまちづくり等におけるボランティア活動の推進
- (5) 施設の運営管理
- (6) その他本クラブに必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第4条 本クラブの会員の種類は各号の通りである。

- (1) 一般会員 クラブの事業に参加する個人
- (2) サポート会員 一般会員の活動を補助する個人
- (3) 正会員 クラブの趣旨・目的に賛同しクラブの事業・運営に参加する個人
- (4) 賛助会員 クラブの趣旨・目的に賛同し活動を支援する個人及び団体

(入会資格)

第5条 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの趣旨・目的に賛同するもの。入会をもって賛同したものとする。

- (2) 本クラブの定める諸規定を遵守するものであること。
- (3) 奈良県内に在住・在勤・在学するものであること。
- (4) 反社会的勢力に関与していないものであること。
- (5) その他、必要な事項は、理事会で別に定める。

(入会手続)

第6条 本クラブに入会を希望する者は、入会申込書に記入の上、所定の手続きを行うこと。
また、入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費等の納入)

第7条 本クラブの会員となった者は、別に定める会費などをクラブに納入しなければならない。
会費等は次の各号をいう。

- (1) 年間登録費 ※スポーツ安全保険料込み
- (2) 教室登録費 ※川西町民に限り分割支払いが可能とする
- (3) その他必要な経費

(会費等の不返還)

第8条 一旦入金した会費等は原則返還を行わない。また、分割契約分残額は12月末までに支払う必要がある。

(会費等の滞納)

第9条 会員が会費の納入を怠ったときは、クラブ内での活動を停止し、または退会させることができる。尚、会員資格を再取得するには未納付分の会費を支払う必要がある。

(資格の喪失)

第10条 第5条、第6条、第7条、第8条の要件に満たない会員は資格を喪失するものとする。

第3章 組 織

(役 員)

第11条 本クラブは正会員をもって組織され、正会員の中から次の役員を置くものとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 理事（各事業部を担当） 5名～10名
- (4) 監事 1名～3名

- 2 理事は、職員や会員を兼ねることが出来る。
- 3 監事は、会員を兼ねることは出来るが理事や職員を兼ねることは出来ない。

(役員を選任・任期)

第12条 役員は正会員の中から選任し総会の承認を得るものとする

- 2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ補欠役員を理事会にて選出する。補充した場合の任期は、前任役員の残任期間とする。

(役員役務)

第13条 役員役務は、次のとおりとする

- (1) 理事長は、本クラブの代表者としての役割を担い、総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、事業部を組織し、本クラブの事業を審議し会務を執行する。
- (4) 監事は、理事の業務執行及び会計を監査する。

(顧問・参与の設置)

第14条 本クラブは顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は正会員の中から理事会が推挙し、理事長の諮問に応じ助言する。
- 3 参与は理事会において推挙し、理事長の諮問に応じ助言する。
- 4 顧問及び参与の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(正会員及び理事の会費)

第15条 正会員及び理事の会費等は次の各号をいう。

- (1) 正会員費 (会費とは別途)
- (2) 理事費 (会費及び正会員費とは別途)

(事務局)

第16条 本クラブの運営の事務局として次の有給職員を雇用することができる。

- (1) 事務局長 (常勤)
- (2) 事務局次長 (常勤)
- (3) 事務局員 (常勤)
- (4) 事務局員 (非常勤)
- (5) クラブマネージャー

(有給職員の雇用)

第17条 有給職員の雇用に関することは本クラブにて定める雇用契約書及び就業規則に準ずる。

(有給職員の職務)

第18条 有給職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、本クラブの事業及び運営を統括し、その目的を実現するための実質的作業を行う。また理事の役務を補佐し、施設管理運営にあたる。
- (2) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局員は、理事を補佐し会計事務はじめ運営管理を担当する。
- (4) クラブマネジャーは本クラブ自主事業における経営管理を行うものとする。

第4章 会 議

(会 議)

第19条 本クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 事業部会
- (4) その他、事業に関する会議

(総会・臨時総会)

第20条 総会は本クラブの正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、理事が必要と認めたとき又は正会員の3分の2以上の要求があった時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、理事が召集するものとする。
- 3 総会の議長は、正会員の中から選出する。
- 4 総会は、次の案件について、正会員が採決および承認する機関とする。
 - (1) 本クラブの事業に関すること。
 - (2) 定款に関すること。
 - (3) 予算および決算に関すること。
 - (4) 役員承認に関すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。

5 総会の決議は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理 事 会)

第21条 理事会は、理事、顧問、事務局をもって構成し、随時開催により会務を掌理する。

- 2 定例理事会は、月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が召集するものとする。
- 4 理事会は、各部会で協議された事項を総括する。
- 5 理事会は、総会で審議する事項を事前審議する。

(事業部会)

第22条 本クラブには次の事業部を設置し、各部担当理事がそれぞれの事業部会を招集する。

- (1) 総務部会
 - (2) 管理部会
 - (3) 企画事業部会
 - (4) 広報部会
- 2 各部会は正会員によって構成し、各部担当理事はこれの議長とする。
 - 3 各部会は組織図に準ずる。
 - 4 各部担当理事は部会を統括し、その協議内容を理事会に報告する。

第5章 会 計

(資 金)

第24条 本クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業などによる収入
- (3) 補助金、助成金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資金の管理)

第25条 本クラブの資金は、理事が管理する。

(会計年度)

第26条 本クラブの会計年度、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第27条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定および施設管理者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ、施設管理者および指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の対応)

第28条 本クラブは、活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第7章 弔 慰

(死 亡)

第29条 正会員及び職員本人また、その家族が死亡した時は、次の各号により弔慰金を贈る。

- 1 本人 5千円
- 2 配偶者、父母、子女 3千円
- 3 前各号の他事情を考慮して線香代、櫛代等を供することがある。

(香典の辞退の場合は線香代として供する。)

第8章 細 則

(細 則)

第30条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、理事会の決議により定める。

(規約の改正)

第31条 この規約は、理事会の決議によって改正する。

附 則

本規約は、平成23年1月18日より施行する。

本規約は、平成24年3月22日より改正する。

本規約は、平成27年5月9日より改正する。

本規約は、平成30年10月28日より改正する。

入会および会費に関する細則

第1条 入会

規約第6条の入会申込書は別紙様式とする。

第2条 会員の種類

会員の種類	登録する資格
町内会員	川西町在住・在勤・在学者 / 三宅町内在住の中学生以下
町外会員	町内会員の資格に該当しない奈良県在住・在勤・在学者
サポート会員	会員及びクラブ運営の活動を補助する個人

第3条 会費

会費は次のとおりとする。尚、スポーツ保険代は公益財団法人スポーツ安全協会が定めた掛金に準じる

1 年間登録費

町内会員	未就学児	小・中学生	高校生以上	60歳～64歳	65歳以上
年会費	1,700円	3,200円	3,650円	2,650円	1,800円
スポーツ保険代	800円	800円	1,850円	1,850円	1,200円
年間登録料	2,500円	4,000円	5,500円	4,500円	3,000円

町外会員	未就学児	小・中学生	高校生以上	60歳～64歳	65歳以上
年会費	3,200円	4,700円	5,150円	4,150円	3,300円
スポーツ保険代	800円	800円	1,850円	1,850円	1,200円
年間登録料	4,000円	5,500円	7,000円	6,000円	4,500円

サポート会員	2,500円
--------	--------

2 教室登録費

教室事業に参加する者には年間登録費とは別途教室登録費の請求を行う

各教室事業の教室登録費は年度毎に参加人数や講師に要する人件費などを考慮し理事会にて費用の決定を行う

3 正会員および理事の費用は次のとおりとする。

正会員費 年 2,000 円 (年会費別途)

理事費(理事会費) 年 2,000 円 (年会費、正会員費別途)

4 当クラブの目的に協賛いただく費用を別途定める。規約等は本クラブ協賛募集要項に準ずる

第4条 納 入

会費は入会時(毎年)に納入するものとする。

第5条 施行及び改正

本細則は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

本細則は、平成 24 年 3 月 22 日から改正する。

本細則は、平成 28 年 2 月 28 日から改正する。

本細則は、平成 30 年 10 月 28 日から改正する。

本細則は、令和 2 年 2 月 11 日から改正する。

本細則は、令和 3 年 2 月 11 日から改正する。

事業部に関する細則

第1条 事業部の職務は、次のとおりとする。

1 総務部

- (1) クラブ会員の登録管理に関すること。
- (2) 他団体との交渉・交流に関すること。
- (3) 地域社会体育及び健康福祉に関すること。
- (4) 賛助会員・協賛企業に関すること。

2 管理部

- (1) 体育施設維持管理に関すること。
- (2) 保険に関すること。
- (3) 会計に関すること。
- (4) 職員雇用及び職務に関すること。

3 企画事業部

- (1) 教室事業および自主運営クラブ(スポーツサークル)事業に関すること。
- (2) イベント事業に関すること。
- (3) クラブの加入促進に関すること。
- (4) 助成金及び補助金を活用した事業に関すること。
- (5) 地域におけるボランティア活動に関すること。
- (6) 指導者の管理に関すること。

4 広報部

- (1) クラブ広報誌やリーフレットの発行に関すること。
- (2) クラブのPR・クラブホームページに関すること。
- (3) クラブおよび総合型地域スポーツクラブに対する啓発活動に関すること。

第2条 施行及び改正

本細則は、平成23年3月22日より施行する。

本細則は、平成24年3月22日より改正する。

本細則は、平成27年5月9日より改正する。

本総則は、平成30年10月28日より改正する。